

京都市告示第 9 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市文化財ボックス等（以下「ボックス等」という。）の販売に係る公金の徴収事務を委託します。

平成20年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人 京都市文化観光資源保護財団	ボックス等販売代金の徴収	平成20年4月1日から 平成21年3月31日 まで
社団法人 京都市観光協会	ボックス等販売代金の徴収	平成20年4月1日から 平成21年3月31日 まで
財団法人 京都市埋蔵文化財研究所	ボックス等販売代金の徴収	平成20年4月1日から 平成21年3月31日 まで
財団法人 きょうと京北ふるさと公社	ボックス等販売代金の徴収	平成20年4月1日から 平成21年3月31日 まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)